

令和6年度 アドバイザーを活用した観光事業者支援事業補助金 申請FAQ

申請者について

1	都外に本社（本店）がある場合でも申請できますか？	本補助金は、東京都内に本社（本店）又は支店を有していることが登記簿で確認できる観光事業者を対象としています。
2	旅行業の登録を受けています / 宿泊業の許可を受けています。申請できますか。	本補助金では募集要領1ページ目の3 補助対象者に記載のある許可や登録等を受けている観光事業者、及び東京観光財団理事長が認めた事業者が補助対象者です。 (申請内容は資格とは別に審査判断させていただきます)
3	募集要領 3 補助対象者（7）について どのような事業者でしょうか。	着付け体験を提供する事業者や、ラフティングなどのアウトドア体験を提供する事業者、茶道体験を提供する事業者など、旅行者が五感を通じて東京や日本の魅力等を体験できるコンテンツを提供している事業者を対象としています。 単発のイベント（コンサートや音楽イベント、モノづくり体験イベントなど）を開催している事業者は対象外となります。

アドバイザーについて

4	アドバイザーとは？	本補助金を申請するにあたり、申請前に申請者ご自身で選出いただき、助言をもらう外部の専門家です。専門的な分野の助言だけでなく、経営全体の課題分析ができる立場の方で、経営状況全体を踏まえた助言が可能な方を選出ください。（例：中小企業診断士、観光分野に精通した経営コンサルタントなど）
5	アドバイザーが見つかりません。	当財団が運営する“東京観光産業ワンストップ支援センター”にて、アドバイザー派遣制度がごございます。都内の観光関連事業者であれば、派遣制度を利用することができます。（詳細は、ワンストップ支援センターへお問合せください。） ただし、アドバイザー派遣制度と本補助金は別事業のため、アドバイザー派遣制度で助言を受けた場合でも、その助言内容がそのまま本補助金の対象として認められるわけではありません。 東京観光産業ワンストップ支援センターHPはこちら https://www.tokyotourism-onestop.jp/

対象事業について

6	助言をもらってから申請するのですか？	申請するにあたっては、事前にアドバイザーからの助言を受ける必要があります。 受けた助言内容は、アドバイザーが作成した支援証明書（様式第1号 別紙2）を提出してもらうことで確認いたします。
7	HPを改修したいです。対象になりますか。	本補助金は、アドバイザーの助言を受けて抽出された課題に対して行う、経営の改善や新しい事業の展開に向けた取組が対象となります。よって、事前にアドバイザーからHP改修に係る課題整理や具体的な改善内容等について、助言してもらう必要があります。 なお、助言内容がそのまま本補助金の対象として認められるわけではありませんのでご注意ください。
8	現在取得している営業許可書で定める施設とは別の、新しい施設での取組は対象になりますか。	本補助金へのご申請時に、新しい施設の営業許可書申請を提出している必要があります。営業許可書申請の届出の写しを本補助金申請時に提出ください。
9	本補助金申請前に発注・施工又は導入した設備等の経費は対象になりますか。	対象になりません。 本補助金の交付決定後に発注・施工又は導入した設備等の経費が対象になります。
10	申請前に、申請予定の事業について対象の可否を確認できますか？	ご相談いただくことは可能ですが、ご申請される事業が対象となるか否かは申請書類をいただいた後、審査にて決定します。なお、申請者以外からの問合せにはお答えしておりません。
11	交付申請から決定までどのくらいかかりますか？	申請書類をいただいた後、書類の内容を確認させていただき、必要に応じてヒアリングなどを行います。その後正式な書類審査にて決定いたします。正式な書類審査には、3週間程度かかります。
12	採択率を教えてください。	公表しておりません。

13 クレジットカードで支払う経費も対象になりますか。

原則振込払いです。他社発行の手形や小切手の支払いはご利用いただけません。

提出書類について		
14	新規開業したばかりで財務諸表などを出せない場合は、どうすれば良いですか？	代わりとなる事業計画書（任意様式）をご提出ください。銀行等へ提出したものがあればその写しで構いません。
15	営業許可書の申請者住所が、移転前の住所ですが申請できますか？	申請者住所は、現在の住所である必要があります。申請時に変更手続き中の場合は、変更手続きを申請したことが確認できる書類をご提出ください。その後、本申請が採択され事業に着手いただくことになった場合は、事業完了後に提出いただく実績報告書と一緒に住所変更がなされた営業許可書も提出ください。
対象経費について		
16	運搬搬入費は対象になりますか？	工事や大型備品購入に伴い、設置費が発生するような場合の運搬搬入費は対象になります。ただの送料とみられるものは対象外です。
17	ポイント利用分やポイント付与分は対象経費になりますか？	利用分と付与分ともに対象外です。購入の際には、各種ポイントは使用しないようご注意ください。
18	発注先が振込手数料を負担する場合、どうすれば良いですか？ 例) 税抜5000円×3＝15000円分購入。支払いは振込手数料込の15000円。	振込手数料を差し引いた額が対象になります。 対象外の物品と合わせて購入した場合は、振込手数料を按分して計算してください。
19	グループ会社からの購入も、理由書があれば対象になりますか？	親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引は補助対象外となります。ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない理由がある場合は対象となることがあります。その際は、理由を明記した書類（様式任意）をご提出ください。
その他		
20	交付決定後の変更申請はどのような場合に必要ですか？	事業内容の変更や補助金額に変更が生じる場合は必要です。軽微な内容でも変更が必要となった際はまずご連絡ください。変更内容によって必要な手続きをご案内いたします。